

第14回社会保障審議会年金部会メモ

2019年11月13日

早稲田大学 菊池馨実

- ・被用者保険の適用事業所の範囲の見直しの方向性については、賛成である。労働法規の適用を受ける「労働者」でありながら、業種によって被用者保険の適用の有無が分かれるのは、被用者保険の適用拡大をめぐる議論と同様、公平とはいえない。賃金によって生計を立てる（立てざるを得ない）労働者・被用者にとって、老後の所得保障の必要性（そして障害の状態になった場合の所得保障の必要性）の度合いは、なんら変わるところがない。
- ・今回、一部業種であっても、適用業種とすること自体に異論はない。ただし、今回改正が、今後の適用業種拡大の「第一弾」との位置づけなのか、あるいは「さしあたり」（今後の拡大の有無はさておき）適用業種にしておくという改正にとどまるのか、その考え方を明確にしていきたい。上述の観点からすれば、当然に前者の考え方に立つべきであると思われ、そのためにも、他の適用業種への適用可能性を今後具体的に検証することを、とりまとめや法案（附則）の中に記載していただくのが望ましい。
- ・在職老齢年金制度の見直しについては、第11回部会に提出した意見書で述べたのと同様の理由で、ドラスティックな改正には慎重であるべきと考える。したがって、基準額をさらに引き下げる今回の見直し案の方向性に賛成したい。また、これも同意見書で述べた理由により、低在老の見直しについても賛成である。その際、高在老と低在老を異なる水準にしておく積極的理由は見いだせず、同水準とすることが望ましい。

以上